

# 認知症対応型共同生活介護事業所整備運営事業者募集要項

令和5年度整備

令和4年7月

四街道市福祉サービス部高齢者支援課



## 1. 募集の趣旨

四街道市（以下「本市」という。）では、「四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画 第8期計画（計画期間：令和3～5年度）」（以下「市介護保険事業計画」という。）に基づき、介護保険サービスに係る基盤整備を進めています。

当該計画では、令和5年度整備事業として、認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）を市内に整備することを位置づけており、当該事業所の設置及び運営を行う事業者（以下「事業候補者」という。）を選定するため、本募集要項を定めるものです。

## 2. 募集概要

### （1）対象事業所

認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）18床 1か所

### （2）募集地域（事業所整備予定地）

募集地域は四街道市全域となります。（市内における認知症対応型共同生活介護事業所の分布状況は別紙1のとおりです。）ただし、防災及び利用者の生活環境を考慮し、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域は除くものとします。

また、農地法、都市計画法等による土地利用に関する規制や、埋蔵文化財の有無等について、応募前に関係機関・部局と十分に調整を行ってください。特に、事業所整備予定地が市街化調整区域内にある場合は、施設整備の可否について開発行為担当と調整してください。

### （3）事業計画について

事業所の建設及び運営において、次の点に配慮して計画していただくようお願いします。

- ・雨水の利用、屋上緑化、太陽熱（光）利用など環境への配慮
- ・緑地の確保
- ・路上駐車等を防ぐため十分な駐車スペースの確保
- ・敷地内への防犯灯の設置
- ・施設の建設及び運営に対する近隣の理解と地域との連携
- ・地域の産業振興や雇用促進への配慮
- ・良好な都市景観の形成への協力
- ・ごみの減量及びリサイクルへの配慮

### （4）開設時期

令和5年度内に事業整備を完了し、令和6年4月1日までに開設できること。

## 3. 応募事業者の資格要件

応募事業者は、以下の資格要件を全て満たすことが必要となります。

- （1）事業主体は法人格を既に有していること。
- （2）介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する指定地域密着型サービス事業者の指定要件を満たしていること。
- （3）消費税、地方消費税、法人税、法人市民税、所得税の額に滞納がなく、過去2年間において滞納処分を受けたことがない者。

- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがない者。また、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定において該当しない者。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをしていない者。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う法人並びに同条第6号に掲げる暴力団員が当該団体の役員をしている法人でないこと。

#### 4. 応募要件

- (1) 四街道市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年3月28日条例第9号）に定められた基準及び関係法令等の基準を満たしていること。
- (2) 自己で調達した資金により施設整備及び運営ができること。千葉県介護施設等整備事業補助金が交付される範囲内での補助を予定していますが、現時点で補助金の採択を保証するものではありません。
- (3) 事業所整備のための土地及び建物について「所有権を有する」「取得が見込まれる」「長期の賃貸借が可能である」のいずれかであること。
- (4) 事業候補者として選定された後、速やかに事業に着手できること。（補助金を活用する場合は、補助金内示後の着手となるため留意すること。）
- (5) 補助金を希望する場合は、補助対象事業としての条件を遵守できること。
- (6) 令和5年度中に事業整備を完了し、令和6年4月1日までに開設すること。
- (7) 応募前に説明会等を開催し、近隣住民、区・自治会等に対し、十分な説明を行い、区長若しくは自治会長の同意書を取得すること。また、説明の際は、現時点では応募段階であり、事業所整備が決定したものではないことについて説明することとし、審査結果決定後にもあらためて経過報告を行うなど、丁寧な説明を行うこと。
- (8) 優れた事業計画の提案と、選定された事業計画を確実に実行していただくため、1応募事業者につき1計画に限るものとします。
- (9) 確実な事業実施と事業所運営を行うために、介護事業に対する知識と経験を有するとともに、十分な経営基盤を有すること。
- (10) 開設スケジュールについて、市介護保険事業計画の趣旨に賛同し、円滑なサービス提供を図るため、必要な調整に応じる準備があること。
- (11) その他、関係法令を順守すること。

#### 5. 事業候補者選定等の手続きについて

##### (1) 要項等の配布

要項及び様式の配布は市ホームページ（<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp> [トップページ>市政情報>事業者向け>募集>認知症対応型共同生活介護事業所整備運営事業者の募集]）にて行いますので、必要な様式等をダウンロードしてくだ

さい。

また、公募内容に変更等が生じた場合や、質疑に対する回答はホームページ上でお知らせしますので随時確認していただくようお願いします。

(2) 本募集要項等に関する質疑応答

応募事業者等の電話による個別のお問い合わせには、回答しません。

本募集要項等に関して質問がある場合は令和4年7月29日(金)17時までに、別紙「認知症対応型共同生活介護事業所整備運営事業者募集に係る質問書」により、電子メールで高齢者支援課

(ykorei@city.yotsukaido.chiba.jp) に提出してください。

質問書にてご提出いただいた内容については、令和4年8月5日(金)17時までに、質問と回答内容を市ホームページへ掲載します。

ただし、質問の内容が審査に支障をきたす可能性がある場合などは、回答しない場合があります。

(3) 事前申出書の提出

応募を予定している事業者は、令和4年9月9日(金)17時までに、別紙「認知症対応型共同生活介護事業所整備運営事業者募集に係る事前申出書」を、電子メールで高齢者支援課に提出してください。

なお、この事前申出書の提出は、本市が応募を予定している事業者の状況を把握するために求めるものであり、提出後、本市から問い合わせをする場合があります。

(4) 応募書類の提出

応募事業者は必要書類を添えて、以下のとおり提出してください。

ア 提出書類事前確認期間

応募書類の提出にあたって、書類の不足や内容の不備がないかを事前に市担当者と共に確認する期間を設けます。

令和4年10月3日(月)から令和4年10月21日(金)まで

※土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後3時まで

※事前確認にあたっては、事前に電話で予約してください。

※持参される応募書類は1式を1部でお願いします。

イ 提出期間及び提出時間

令和4年10月24日(月)から令和4年10月31日(月)まで

※土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後4時まで

※応募書類の提出にあたっては、事前に提出日時を電話で予約してください。

ウ 提出方法及び提出場所

四街道市福祉サービス部高齢者支援課(四街道市役所本館1階9番窓口)へ持参

※郵送による受付は行いません。

エ 提出部数 16部(正本1部、副本15部)

・原則として、書類はA4判、図面等はA3判で作成してください。

・書類は別添「提出書類一覧」の順に、A4判のファイルに綴ってください。

その際、書類と書類の区切りを明確にするため、書類番号又は書類名等を表示したインデックスを付けた仕切紙を併せて綴ってください。

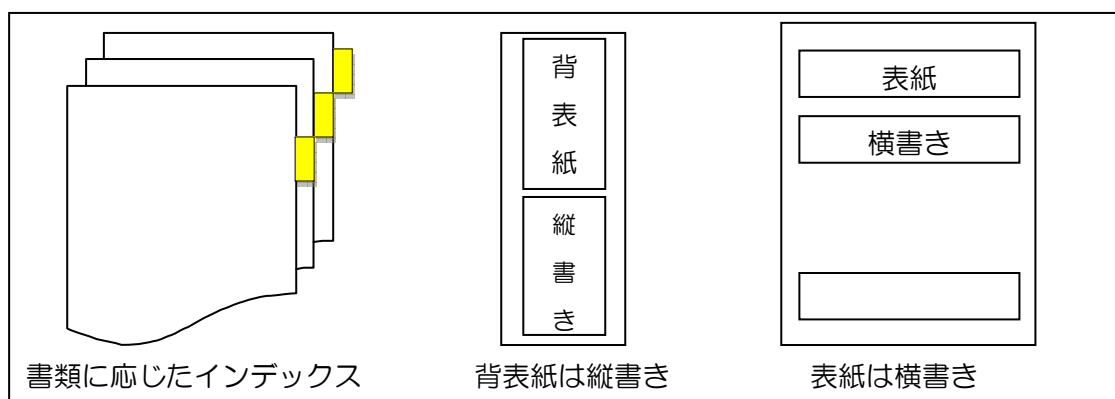
- 表紙、背表紙及び仕切紙を除き、通しページを付してください。
- 表紙と背表紙に「認知症対応型共同生活介護事業所整備要望書」の旨と「法人名」を記載してください。

#### オ その他

提出後に事業者の都合による追加・修正は認めません。ただし、必要に応じて市から追加書類の提出を求める場合があります。

書類作成や入手等に係る費用など応募に係る費用はすべて応募者の負担となります。提出書類は、受理前・受理後いずれの場合であっても、理由の如何に関わらず返却できませんのでご了承ください。

応募にあたって提出した整備計画の内容について、事業候補者に決定後に変更することは、原則認めませんので、計画内容を十分精査のうえ、応募してください。



#### (5) 応募の辞退

書類提出後に応募を辞退する場合は、速やかに辞退届を四街道市福祉サービス部高齢者支援課へ提出してください。(書式任意)

また、事前申出書を提出した場合であっても、提出期限までに必要書類等の提出がなかった場合は、応募を辞退したものとして取り扱います。

#### (6) 事業候補者の選定

##### ア 書類審査及びヒヤリング

###### • 書類審査

提出された応募書類により、審査します。

応募者が多数いた場合には、書類審査の結果をうけて、ヒヤリング参加者を選定し通知します。

###### • ヒヤリング

「四街道市地域包括支援センター運営等協議会」によるヒヤリングを実施します。

ヒヤリングの実施方法等の詳細については、提出期間終了後に応募事業者に対して別途通知します。ヒヤリングに出席可能な人数は3名までとする予定ですので、準備をお願いします。

##### イ 選定結果

事業候補者の決定は、ヒヤリング終了後速やかに通知します。

選定結果は、全ての応募事業者に対して個別に文書で通知します。(電話等による問い合わせには応じられません。)

なお、選定した事業者の辞退等があった場合は、他の応募事業者の中から選定する場合があります。

#### ウ 事業者の公表

応募の状況、選定された事業候補者の事業者名及び計画概要は市ホームページで公表します。（選定された事業候補者以外の応募事業者名等については公表しません。）

なお、選定経過については、四街道市情報公開条例第8条第1項第5号の規定により非公開とします。

### 6. 整備に係る補助金

千葉県介護施設等整備事業補助金を活用した補助を予定しており、同補助金が交付される範囲内で補助を行います。

この補助金は、千葉県の予算の範囲内で優先順位の高い整備計画から順に採択されるため、補助金の上限額の調整や不採択となる場合もあります。

また、補助単価が変更される場合がありますので、予めご承知おきください。

※四街道市が単独補助を行うことはありません。

### 7. 応募等スケジュール

内容	日程
公募開始	令和4年7月1日（金）
質問受付期限	令和4年7月29日（金）
質問への回答	令和4年8月5日（金）
事前申出書提出期限	令和4年9月9日（金）
応募書類提出期限	令和4年10月31日（月）
審査（ヒヤリング）	令和4年12月頃
審査結果通知	ヒヤリング終了後速やかに通知
千葉県補助金協議	令和5年3月～4月
千葉県補助金内示	令和5年6月～7月頃 ※千葉県からの内示後に入札公告等の手続きに着手してください。
事業整備完了	令和6年3月末まで ※令和5年度内に工事が完了できない場合は、補助金の交付が受けられない場合がありますのでご注意ください。

### 8. その他

- (1) 要望書の提出にあたっては、本紙及び千葉県介護施設等整備事業補助金交付金実施要項並びに交付要綱に基づいて計画及び準備を進めていただくようお願いいたします。また、この要項に定めるもののほか、必要な事項について別途指示する場合がありますので、その指示に従ってください。

- (2) 本事業に対する四街道市からの補助金はありません。
- (3) 以下に該当する場合は、審査結果を取り消すことがあります。また、そのことに伴い事業者やその関係者に損害等が生じた場合であっても、市はいかなる責任も負いません。
- 整備条件を欠くと認められた場合
  - 要望書の提出に際し、虚偽又は不正等が明らかになった場合
  - 法令違反が明らかとなった場合など整備計画の実施が不可能であると認められた場合
  - 地域住民等の同意が得られず、事業所整備や整備後の運営に支障をきたす恐れがあるとみとめられた場合

## 9. 問い合わせ先

四街道市役所 福祉サービス部 高齢者支援課 賦課給付係

電話番号 043-388-8300 (直通)

電子メール [ykorei@city.yotsukaido.chiba.jp](mailto:ykorei@city.yotsukaido.chiba.jp)